



毎日のために

庄原警察署からのお知らせ

庄原警察署 ☎0824-72-0110

▼通知書のイメージ



高齢者講習などの受講・受検対象者へのお知らせ

運転免許更新時（有効期間の満了時）に70歳以上になる人は、事前に通知書が届きます。特に年明けから春先にかけて、予約が混み合い、数カ月先まで予約の取れない自動車教習所もあります。

検査・講習通知書などが届いたら、すぐに予約することをお勧めします。



防犯かかしで安全をPR

10月11日(土)～20日(月)の間、庄原警察署前で、地域の防犯や非行防止を呼びかける「防犯かかし」を設置しました。

近年増加している特殊詐欺や、令和のコメ騒動といった社会情勢を映したユニークなかがしが並び、地域の防犯を訴えました。

広島県警察の公式SNSアカウントで情報発信中！

広島県警察では、各種SNSで防犯や交通事故防止についての動画や、日々の暮らしに役立つ、さまざまな情報を発信中です。

安心安全な毎日を送るために、ぜひ、活用してください。



▲X



▲Instagram



▲YouTube



▲facebook

12月3日から9日までは「障害者週間」です

社会福祉課障害者福祉係 ☎0824-73-1210

一人一人にきこえよう

障害のある人は、生活のさまざまな面で不便を感じることがあり、周りの人のちょっとした心遣いや手助けを必要としています。

障害のある人から、手助けを頼まれるなど、必要なときに、できる範囲で、手助けや



障害のある人の意見を聞いて、日常生活の中でできる配慮や工夫を一緒に考えてみましょう。

障害者週間とは

障害者週間は、障害や障害のある人への関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するため設けられました。

事故や病気などによって、障害はだれにも生じ得るものです。また、障害は多種多様で、外見ではわからない障害もあります。



講師
大橋 広宣さん
(フリーライター・ディレクター／和田山企画代表)

とき
12月4日(木) 18時30分～20時

ところ
庄原自治振興センター
講演テーマ
「個性を伸ばして生きる
～苦手は得意でカバー～」

障害者理解促進・啓発講演会

障害者に対する理解を深め、共に安心して暮らしている地域づくりを目的とした講演会を、障害者週間に合わせて開催します。

声掛けなどの対応をしていきましょう。

11月はオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間です

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (いち・はや・く)

児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051

オレンジリボン運動とは

児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。

オレンジリボン運動を通して、子どもへの虐待の現状を伝え、多くの人に児童虐待の問題に関心を持っていただき、市民ネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。



児童虐待って？

・**身体的虐待**
叩く、蹴る、戸外に長時間閉め出すなど

・**ネグレクト**
適切な衣食住の世話をしない、家や車内に放置するなど

・**心理的虐待**
脅す、無視をする、DV（夫婦げんかなど）を見せるなど

・**性的虐待**
わいせつな行為、性的行為の強要など

しつけと虐待の違いって？

親にとっては「しつけ」のもりでも、子どもが苦痛に感じている場合は「虐待」にあたります。

「虐待」は、子どものその後の成長に深刻な影響を与えます。

ヤングケアラーって？

本来、大人（親）が担う家事や世話を日常的に行い、学業や友人関係に影響が出ている子どもや若者の事をヤングケアラーといいます。

そうした子どもに気づいたら、手を差し伸べ相談機関にご相談ください。

地域のみんなで子育てを応援しましょう

子育てをする中で親がつらいのは孤立することです。

日頃からあいさつや声掛けをするなど、地域で温かく見守りましょう。

子育て中のあなたへ

子どもの笑顔や成長を見守る瞬間はかけがえのない時間です。その半面、子育て中は誰しも「イライラ」や「不安」を感じる事もあります。

一人で抱え込まず、気軽にご相談ください。

▼**こども家庭庁親のための相談ライン**



11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

DV相談ナビ ☎# 8008 (は・れ・れ・ば)

児童福祉課あんしん支援係 ☎0824-73-0051

DVとは

DVとは配偶者や恋人など親密な関係にある相手からの暴力の事です。

DVは、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・デジタル暴力など、さまざまな形で現れます。

夫婦間や恋人同士であつても暴力は犯罪です。これらの暴力で相手を支配しようとする行為は許されるものではありません。

被害者は自分が被害者だという認識がなかったり、周りの人に暴力を受けていることを隠したりすることがあります。

もしかしてDV?と思ったら

友達から相談されたら

・「大変だったね」と被害者に寄り添うような言葉を掛けながら、しつかり話を聞いてあげましょう。

・「専門（相談）機関に相談しよう」と勧めてみてください。

DVと夫婦げんかは何がちがうの？

1番の違いは「対等な立場

相談機関名	電話番号	受付時間
○広島県北部こども家庭センター ▪ 児童相談 ▪ 女性・DV相談	☎0824-63-5181(代) (内線 2310・2311) (内線 2313)	月～金曜日 10時～17時
○庄原警察署	☎0824-72-0110	24時間
○児童福祉課 ▪ 家庭児童相談員専用 ▪ 女性相談員専用	☎0824-73-1243	月～金曜日 9時～17時

▼**内閣府DV相談プラス**



児童虐待やDV被害など専門（相談）機関へご相談ください

にあるかどうか」です。対等にやり合う夫婦げんかに対して、DVはいつも同じ人が暴力や暴言で相手をだまらせ支配するという、不平等な関係です。